

法務省訟民第4491号
令和6年7月26日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

法務省訟務局長



争訟事件の係属について（通知）

下記事件は、貴庁の所管に属するものと思われる所以、通知します。

本件は、[REDACTED] 別紙1の事項について
調査の上、至急、名古屋法務局長に回報願います。

やむを得ない事由により回報が遅延するときは、その事由及び調査の進行状況
(調査回報の予定日を含む。)を名古屋法務局まで連絡願います。

記

当事者 原告 [REDACTED]

被告 国

事件番号 名古屋地方裁判所 [REDACTED]

事件名 裁判官報酬減額分等請求事件

添付書類（写し）

別添郵便送達報告書写しの「書類の名称」欄記載のとおり

備考

1 人事院事務総局給与局長

2 法務本省主管課 訟務局民事訟務課

担当官 伊藤局付、山口事務官

電話 (03)3580-4111 内線 [REDACTED]

3 名古屋法務局の所在地及び連絡先

〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

電話 [REDACTED] (直通)

4 留意事項

調査回報書の作成に当たりましては、別紙2の「調査回報等に際しての留意事項」に十分配意願います。

(別紙1)

調査事項

1 請求等の当否

本件請求又は申立てを正当として認めるべきかどうか。

2 請求原因事実等の認否及び反論

訴状に記載されている請求原因事実又は申立書に記載されている事実につき各記載項目ごとに(1)認めてよいか、(2)否認すべきか、(3)貴庁において関知しないものか、を明らかにすること。

- ① 否認すべき場合には、その理由を具体的に記載し、その根拠となる事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。
- ② その他相手方の権利が消滅しているなど本件請求又は申立てを正当と認められない法律上及び事実上の理由があれば、これを具体的に記載し、その事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

3 本件訴訟が提起されるまでの経緯等

- (1) 本件訴訟が提起されるに至った経緯等の詳細、特に相手方と貴庁係官との交渉の経過
- (2) 本件訴訟に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことの有無

4 本件訴訟についての意見

本件争訟を遂行するについての貴庁の意見又は希望（特に和解、調停について）があれば、それを付記すること。

5 関係資料の添付

その他、本件の事実関係等を明らかにする資料があるときは、その写しを添付すること。

6 関係者等

本件の事実関係等に関与した者の住所、氏名、職業及び関与の内容

7 担当職員等

- (1) 本件争訟の処理を担当する貴庁職員の所属部局、官職、氏名及び連絡先電話番号（内線番号、FAX番号又はメールアドレスを含む。）
- (2) (1)の職員のうち、法務大臣又は行政庁が代理人として指定するのに適当な者の氏名

※ 法務大臣が行政庁等の職員を代理人に指定する場合：国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第2項ないし第4項、第6条の2第5項、第6条の3第5項

行政庁が所部の職員を代理人に指定する場合：同法第5条第1項

8 その他参考事項

(別紙2)

調査回報等に際しての留意事項

調査回報に際しては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）の趣旨にのっとり、下記の点に留意願います。

記

第1 調査回報に関する留意事項

1 回報期限について

訴状提出から答弁書提出までの期間が短く、しかも答弁書において、3に説明するような実質的な内容を記載する必要があるため、貴庁における準備期間と法務局・地方法務局の証務担当官における答弁書作成の準備期間及び貴庁と法務局・地方法務局の答弁書の決裁に要する時間等を考慮して、調査回報の期限を設定しておりますので、了承願います。

2 法務局担当官への連絡・回報方法について

貴庁と法務局・地方法務局は、常に連携を取り、速やかに訴訟に対応する必要があります。また、貴庁における準備と法務局・地方法務局における準備とは並行して行う必要がありますので、調査事項の内容等が判明するか否かにかかわらず、本通知の到着後速やかに貴庁担当者から本通知記載の法務局・地方法務局の担当官宛て連絡願います。

調査回報書の回報方法は、電子メール・郵送いずれの方法でも差し支えありません。

なお、電子メールで回報する場合は、あらかじめ処理を担当する法務局・地方法務局の担当官に連絡の上、送信先のメールアドレスを確認願います。

3 調査事項について

(1) 調査事項は、本件の事案の概要を把握し、また、民事訴訟法及び民事訴訟規則等に定められている答弁書の記載事項を準備するため回報願うものです。答弁書に記載すべき事項の趣旨は(2)のとおりですが、調査事項について疑問の点は、法務局・地方法務局の担当官に相談してください。

(2) 民事訴訟規則では、「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。」（規則80条1項）とされています。

相手方の主張事実を否認する場合には、これと両立しない事実があるなど、何らかの理由があるのが通常であり、争点を明確にするため、その理由の記載が求められます。不知とする場合には理由の記載は要求されませんが、相手方主張事実に疑問点が指摘できる場合には、その旨を記載することが争点を明確化する上で相当です。

相手方の権利が消滅しているとか、相手方の権利の発生、行使について障害があるなどの抗弁事実があればこれを具体的に記載し、この抗弁事実のうち、「立証をする事由」について、当該事実ごとにそれに関連する重要な間接事実の記載が求められます。

立証をする事由については、証拠方法（書証、人証等）の記載が必要です。

(3) 本件訴訟に関する事項について、法務省証務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことがある場合は、その時期、担当局名その他参考となる事項を記載してください。

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）19条15号は、「訴訟手続その他の裁判所における手続」を特定個人情報の提供制限の除外事由に挙げていますが、番号法における特定個人情報の利用範囲、提供の求めの制限、提供の制限、収集等の制限等の規定に鑑みると、当該提供制限の例外は、個人番号自体を証拠としなければ訴訟の結果に直接影響を及ぼすことが見込まれる場合など、極めて限定的な場合であると考えられます。

個人番号が記載された文書等を添付される場合には、上記のような例外的の場合に当たるなど、特段の事情がない限り、個人番号部分を復元できない程度にマスキング等の措置を講じてください。

(5) 回報された調査事項は、本件争訟事件の処理以外には使用いたしません。

第2 その他留意事項

1 当事者照会について

- (1) 民事訴訟法では、当事者が主張、立証に必要な情報を相手方から直接入手することができるようにするため、当事者照会の手続が設けられています（法163条、規則84条）。
- (2) 当事者照会をする能够なのは、「訴訟の係属中」、すなわち、訴状の副本が被告に送達された後ですが、この時期と近接した時期に、貴府に対し照会書が送付される可能性があります。この場合、当事者照会は、裁判所が関与しないとはいえ、訴訟法律関係が生じた当事者間の手続であり、準備書面における主張や立証方針と密接に関係するため、そ

の回答書の作成は、準備書面の作成に準じる必要があります。

したがって、照会書が送付された場合は貴庁のみで対応せず、直ちに法務局訟務部又は地方法務局訟務部門に連絡願います。

2 情報の取扱いについて

争訟事件に関する情報は、当省においては、「法務省情報セキュリティ対策基準」に基づき、原則として、機密性2情報（下表参照）として取り扱いますので、貴庁における取扱いに御配意願います。

| 格付 | 定義 |
|--------|--|
| 機密性3情報 | 業務で取り扱う情報のうち、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に定める秘密文書としての取扱いを要する情報 |
| 機密性2情報 | 業務で取り扱う情報のうち、情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であって、「機密性3情報」以外の情報 |
| 機密性1情報 | 業務で取り扱う情報のうち、情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない情報 |

3 法廷等における録音等について

法廷等における録音等については、裁判長の許可を得ない限り禁止されていますので、留意願います。